境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の四第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、「B測定の測定値」とあるのは「D測定の測定値」と、「（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」とあるのは「（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「測定点がある単位作業場所」とあるのは「測定値がある単位作業場所」と、同条第二項から第四項までの規定中「測定点における測定値」とあるのは「測定値」と、同条第四項中「測定点ごとに」とあるのは「測定値ごとに」と、前条中「$\log EA_1$」とあるのは「$\log EC_1$」と、「$\log EA_2$」とあるのは「$\log EC_2$」と、「EA_1」とあるのは「EC_1」と、「EA_2」とあるのは「EC_2」と、「A測定の測定値」とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。

（作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法の一部改正）

第四条　作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法（平成二十一年厚生労働省告示第百四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の五第一項第一号に規定する該当科目（以下単に「該当科目」という。）は、次に掲げるところにより行われるものであること。 一　該当科目が次の表の第一欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について同表の第三欄に掲げる履修方法により同表の第四欄に掲げる時間以上行われるものであること。			
科目	範囲	履修方法	時間
（略）	（略）	（略）	（略）
作業環境について行うデザイン及びサンプリング	統計に関する基礎理論　ガス、蒸気及び粉じんの性質　単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）、測定点及び試料採取時間の設定方法　個人ばく露測定（作業環境測定法第二条第三号に規定する個人ばく露測定をいう。以下同じ。）の対象となる労働者及び試料採取時間の設定方法	（略）	（略）
（略）			

改正前			
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の五第一項第一号に規定する該当科目（以下単に「該当科目」という。）は、次に掲げるところにより行われるものであること。 一　該当科目が次の表の第一欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について同表の第三欄に掲げる履修方法により同表の第四欄に掲げる時間以上行われるものであること。			
科目	範囲	履修方法	時間
（略）	（略）	（略）	（略）
作業環境について行うデザイン及びサンプリング	統計に関する基礎理論　ガス、蒸気及び粉じんの性質　単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）、測定点及び試料採取時間の設定方法	（略）	（略）
（略）			